

安心して医療を受けられる制度をめざして

● 平成30年度の一人当たり保険料は 平均90,725円※(前年度比▲4.40%)

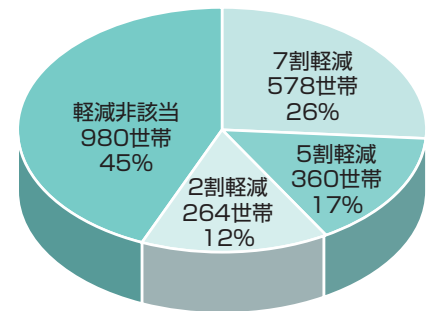
平成30年度からは、長野県が示す国保事業費納付金額(402,079,079円)に対して、国保加入者3,585人、2,182世帯のうち、保険料の軽減措置(基盤安定)や県交付金等を考慮し、平成29年度国民健康保険繰越金20,424,000円を投入すると、一人当たりの保険料は平均で90,725円(▲4,173円、▲4.40%)となります。

所得額の少ない世帯には、均等割額、平等割額を7割、5割、2割軽減する措置がされます。

また、今年度から、保険料の算定方式について、応能分(所得割・資産割)の「資産割」を毎年2%ずつ削減し、その2%分を所得割へ増加させることで、段階的に3方式へ移行します。

これは、長野県が示す事業費納付金の算定方式が3方式であること、また、今後の長野県内の保険料水準の統一に向け変更をするものです。

平成30年度 軽減措置適用世帯見込み



※一人当たり保険料の算出式(富士見町)

$$\text{一人当たり保険料} = \frac{\text{年度当初全調定額(一般・退職)}}{\text{年度当初全国保加入者数}}$$

(全調定額は、①医療給付分 ②後期高齢者支援分 ③介護納付金分「40歳-64歳」を含みます)

● 改定後の保険料率

平成30年度の国民健康保険料率は右表のとおりです。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	5.70%	2.13%	1.80%
資産割	25.70%	9.60%	9.00%
被保険者均等割	19,600円(据え置き)	7,900円	7,900円
被保険者均等割	18,500円(据え置き)	6,800円	5,000円

● 納入通知書を7月中旬に発送します

○通知書は年2回、4月と7月に世帯主あてに送付します。

〈4月に送付する通知 …… 仮徴収(暫定期分) 4月・5月・6月分〉

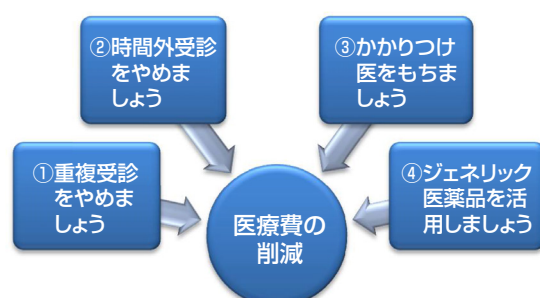
この期間は前年の所得が確定していないため、前年度の保険料をもとに暫定的な保険料で納めていただきます。

〈7月中旬に送付する通知 …… 本徴収(本算定分) 7月から翌年3月までの分〉

前年の所得が確定し、1年分の保険料が決定するため、6月分までに納めていただいた仮徴収分を差し引き、残りの分を9回に分けて納めていただきます。

日ごろから健康増進に心掛け、医療費を削減しましょう

● 医療費の削減に向けて、医療機関を受診する際には以下の4点を心掛けましょう



① 同じ病気で複数の医療機関を利用すると医療費が高額になります。また、処置・投薬などで体にも負担がかかります。

② 緊急を要する場合以外での時間外受診をやめましょう。

③ 既往症や健康状態が把握でき、健康管理全般のアドバイスを受けられます。

④ 新薬と同じ有効成分で安全性も効き目も立証されており、比較的安価に購入できます。